

建築協定一覧表

名 称	フレッシュタウン北野台建築協定
地名地番	八王子市絹ヶ丘三丁目1971番地1、 八王子市下柚木字15号1983番地2ほか
認可年月日 番 号	昭和59年6月20日 第5号
有効期間	昭和59年6月20日から20年間(自動継続10年)
面 積	4,601.80㎡
建築物及び 敷地の制限	<p>(1) 建築物の敷地、位置は別に定める配置のとおりとし、土地の区画及び形質の変更はしてはならない。</p> <p>(2) 建築物の構造は、耐火建築物又は簡易耐火建築物とし、階数は地階を除き3以下とする。</p> <p>(3) 専有地に建つ建築物の用途は、専用住宅、(共同住宅、寄宿舍を除く)付属する物置とする。</p> <p>(4) 専有地に建つ建築物の形態は別に定める基準による連戸建とする。</p> <p>(5) 専有地に建つ物置の形態は別に定める基準による。</p> <p>(6) 建築物の意匠は美観を損なわないものとする。</p> <p>(7) 建築設備のうち電波設備は、集中アンテナ方式とする。</p> <p>(8) 隣地境界の塀は生垣とし、また門及び法面の保護は、別に定めるとおりとする。</p> <p>上記各号に定めるほかは、協定運営委員会が第1条の目的に反しない限りにおいて別途、基準を定めることができる。</p>

名 称	多摩ニュータウンホームタウン南大沢 - 4 建築協定
地名地番	八王子市南大沢四丁目 2 1 番地内
認可年月日 番 号	昭和 6 1 年 2 月 2 4 日 第 8 号
有効期間	昭和 6 1 年 2 月 2 4 日から 2 0 年間
面 積	4 , 3 3 3 . 7 6 m ²
建築物及び 敷地の制限	<p>1. 協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び意匠は、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 敷地の分割及び住宅・都市整備公団から譲受け時の敷地の地盤面の変更はしてはならない。</p> <p>(2) 建築物の用途は、住宅とする。</p> <p>(3) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は 1 0 0 分の 5 0 を、建築物の延べ面積に対する割合は 1 0 0 分の 1 0 0 を、それぞれの敷地で超えないこと。</p> <p>(4) 敷地に 2 以上の建築物を建築してはならない。ただし、物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが 2 . 3 メートル以下、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以下であるもの及びカーポート等（以下「住宅に付属する建築物」という。）は、この限りでない。</p> <p>(5) 建築物の階数は、地階を除き 2 以下とする。</p> <p>(6) 建築物の高さは地盤面から 1 0 メートル、建築物の軒の高さは地盤面から 7 メートルをそれぞれ超えないものとする。</p> <p>(7) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある 2 階ベランダ等を含む。）から道路境界線までの距離は、5 0 センチメートル以上とする。ただし、住宅に付属する建物は、この限りではない。</p> <p>(8) 敷地境界の囲障は、生垣、ネットフェンス又は鉄さく等を原則とし、その高さは地盤面から 1 . 5 メートル以下とする。この場合において、公団から譲受け時の敷地に付属する擁壁及び生垣等はみだりに変更してはならない。</p> <p>(9) 敷地内の空き地等は、環境に応じた植樹又は芝張等を行うなど緑化に努めるものとする。</p> <p>2. 建築物の形態は、公団からの譲受け時における 2 戸連続建てとするが、火災その他特別の事情があり、1 戸建てへの改築及び建て替えの場合は、できるだけ耐火性能を有する構造とし、前項の基準に適合させなければならない。ただし、改築及び建て替えの場合は、建物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、5 0 センチメートル以上とする。</p>

名 称	多摩ニュータウン堀之内あきば台独立住宅地区建築協定
地名地番	八王子市堀之内三丁目22番19、22番20、22番26～22番55
認可年月日 番 号	平成14年3月27日 第9号
有効期間	平成14年3月27日から20年間
面 積	4,436.06㎡
建築物及び 敷地の制限	<p>協定区域内の建築物の敷地、位置、形態及び意匠は、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 建築物の敷地面積の最低限度は150㎡とする。</p> <p>(2) 外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とし、隣地境界線までの距離は0.7m以上とすること。ただし、物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内であるもの、及び自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるものはこの限りではない。</p> <p>(3) 道路に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとする。また、屋上、屋外設置物及び工作物は、地上や他の建築物からの景観に配慮する。</p> <p>(4) 道路に面する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスとする。但し、高さ1.2メートル以下のコンクリートブロック塀等はこの限りではない。</p>

名 称	多摩ニュータウン別所せせらぎ独立住宅地区建築協定
地名地番	八王子市別所二丁目53番1～53番18、54番2～54番13
認可年月日 番 号	平成14年3月27日 第10号
有効期間	平成14年3月27日から20年間
面 積	5,793.96㎡
建築物及び 敷地の制限	<p>協定区域内の建築物の位置及び形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 地盤面(本協定締結時における)からの最高の高さは10m以下とすること。</p> <p>(2) 外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とし 隣地境界線までの距離は0.7m以上とすること。ただし、物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内であるもの、及び自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるものはこの限りではない。</p>

名 称	八王子みなみ野シティ シフォンの丘 第 地区建築協定
地名地番	八王子市七国三丁目1番1から1番34、2番1から2番26、3番1から3番18
認可年月日 番 号	平成21年12月18日 第11号
有効期間	認可の公告のあった日(平成21年12月25日)から10年 (以降期間満了6ヶ月前までに過半の土地所有者からの廃止申立がない場合は、10年間自動更新、以後同様。)
面 積	13,789.38 m ²
建築物及び 敷地の制限	<p>協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠については、次の各号に定める基準に適合しなければならない。</p> <p>(1)敷地の地盤高を変更してはならない。ただし、建築工事等により発生した残土による0.2m以下のもの、及び造園工事での築山程度のものはこの限りではない。</p> <p>(2)1台目の駐車位置(別図)の変更をしてはならない。</p> <p>(3)既存擁壁の上にブロック等を増積みしてはならない。</p> <p>(4)建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。</p> <p>イ 建築物の高さは、10m以下とする。</p> <p>ロ 北側敷地の日照配慮の為、当該隣地境界線(別図)までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに、5mを加えたもの。</p> <p>(5)最上階の屋根の形態は、切妻、寄棟、片流れの勾配屋根とし、これらの屋根の一部がフラットになる場合は、2階床の水平投影面積の1/2未満とする。ただし、カーポート屋根、物置屋根等に関してはこの限りではない。</p> <p>(6)建築物の屋根及び外壁又はこれに変わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとし、原色等の刺激的な色彩は使用しないものとする。</p> <p>(7)物置の壁面は、道路境界(歩行者専用道路を除く)より1.0m(都市計画道路八3・3・68号線、市道幹線1級第39号線に面する境界については2.0m)以上離し、道路側より植栽にて直接目視できないよう、配慮しなければならない。</p> <p>(8)建築物の2階壁面は別図に表示する隣地境界線に対し1.5m以上後退しなくてはならない。</p> <p>(9)建築物の階数は、地階を除き2以下とする。</p> <p>(10)建築物の用途は一戸建ての住宅とする。ただし、住宅としての外観を損なわない範囲での兼用住宅(建築基準法施行令130条の3第6号に該当する用途に限る。)は、この限りでない。</p> <p>(11)前号に定めるもののほか、市道幹線1級第39号線に面する宅地及び都市計画道路八3・3・68号線に面する宅地(別図)においては、次に掲げるいずれかの用途を兼ねる住宅は建築することができるものとする。</p> <p>イ 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>ロ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ハ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサー</p>

	<p>ビス業を営む店舗</p> <p>ニ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)</p> <p>ホ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)</p> <p>ヘ 診療所</p> <p>(12)建築物の面積の制限は、建ぺい率50%(街区の角にある敷地は60%)以下、容積率100%以下とする。</p> <p>(13)道路(歩行者専用道路は除く)に面するフェンス(生垣を除く)に関して、道路境界線より1.0m以内の範囲での築造を、原則禁止とする。ただし、下記内容はこの限りでない。</p> <p>イ 道路境界線から0.3m以上後退し、かつ、高さ1.8m以下、幅の合計3.0m以下で門柱、門袖又はこれらの用途に供するもの。</p> <p>ロ 接する道路との境界部分において高低差が概ね0.5m以上あり、転落防止等安全上必要とされるもの。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

名 称	八王子みなみ野シティ シフォンの丘 第 地区建築協定
地名地番	八王子市七国三丁目33番1から同番6、同番7から同番46、同番49、同番50
認可年月日 番 号	平成22年6月17日 第12号
有効期間	認可の公告のあった日(平成22年6月24日)から10年 (以降期間満了6ヶ月前までに過半の土地所有者からの廃止申立がない場合は、10年間自動更新、以後同様。)
面 積	41,010.47 m ²
建築物及び敷地の制限	<p>協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠については、次の各号に定める基準に適合しなければならない。</p> <p>(1)敷地の地盤高を変更してはならない。ただし、建築工事等により発生した残土による0.2m以下のもの、及び造園工事での築山程度のものはこの限りではない。</p> <p>(2)1台目の駐車位置(別図)の変更をしてはならない。</p> <p>(3)既存擁壁の上にブロック等を増積みしてはならない。</p> <p>(4)最上階の屋根の形態は、切妻、寄棟、片流れの勾配屋根とし、これらの屋根の一部がフラットになる場合は、2階床の水平投影面積の1/2未満とする。ただし、カーポート屋根、物置屋根等に関してはこの限りではない。</p> <p>(5)建築物の屋根及び外壁又はこれに変わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとし、原色等の刺激的な色彩は使用しないものとする。</p> <p>(6)物置の壁面は、道路境界(歩行者専用道路を除く)より1.0m以上離し、道路側より植栽にて直接目視できないよう、配慮しなければならない。</p> <p>(7)建築物の2階壁面は別図に表示する隣地境界線に対し1.5m以上後退しなくてはならない。</p> <p>(8)建築物の階数は、地階を除き2以下とする。</p> <p>(9)建築物の用途は一戸建ての住宅とする。ただし、住宅としての外観を損なわない範囲での兼用住宅(建築基準法施行令130条の3第6号のみ)は、この限りでない。</p> <p>(10)道路(歩行者専用道路を除く)に面するフェンス(生垣を除く)に関して、道路境界線より1.0m以内の範囲での築造を、原則禁止とする。ただし、下記内容はこの限りでない。</p> <p>イ 道路境界線から0.3m以上後退し、かつ、高さ1.8m以下、幅の合計3.0m以下で門柱、門袖又はこれらの用途に供するもの。</p> <p>ロ 接する道路との境界部分において高低差が概ね0.5m以上あり、転落防止等安全上必要とされるもの。</p>

名 称	八王子みなみ野シティ シフォンの丘 第 地区建築協定
地名地番	八王子市七国三丁目4番1から同番17番、5番1から同番17、8番1から同番23、13番1から同番14、14番1から同番17
認可年月日 番 号	平成25年8月14日 第13号
有効期間	認可の公告のあった日(平成25年8月20日)から10年 (以降期間満了6ヶ月前までに過半の土地所有者からの廃止申立がない場合は、10年間自動更新、以後同様。)
面 積	15,672.95 m ²
建築物及び 敷地の制限	<p>協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠については、次の各号に定める基準に適合しなければならない。</p> <p>(1)敷地の地盤高を変更してはならない。ただし、建築工事等により発生した残土による0.2m以下のもの、及び造園工事での築山程度のものはこの限りではない。</p> <p>(2)1台目の駐車位置(別図1で表示する)の変更をしてはならない。</p> <p>(3)既存擁壁の上にブロック等を増積みしてはならない。</p> <p>(4)建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。</p> <p>イ 建築物の高さは、10m以下とする。</p> <p>ロ 北側敷地の日照配慮の為、当該隣地境界線(別図1にて表示する側の境界線)までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに、5mを加えたもの。</p> <p>(5)最上階の屋根の形態は、切妻、寄棟、片流れの勾配屋根とし、これらの屋根の一部がフラットになる場合は、2階床の水平投影面積の1/2未満とする。ただし、カーポート屋根、物置屋根等に関してはこの限りではない。</p> <p>(6)建築物の屋根及び外壁又はこれに変わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとし、原色等の刺激的な色彩は使用しないものとする。</p> <p>(7)物置の壁面は、道路境界(歩行者専用道路を除く)より1.0m(市道由井1004号線、市道幹線1級第39号線に面する境界については2.0m)以上離し、道路側より植栽にて直接目視できないよう、配慮しなければならない。</p> <p>(8)建築物の2階壁面は別図1に表示する隣地境界線に対し1.5m以上後退しなくてはならない。</p> <p>(9)建築物の階数は、地階を除き2以下とする。</p> <p>(10)建築物の用途は一戸建ての住宅とする。ただし、住宅としての外観を損なわない範囲での兼用住宅(建築基準法施行令130条の3第6号に該当する用途に限る。)は、この限りでない。</p> <p>(11)前号に定めるもののほか、七国三丁目4番1、同番10から同番14、5番1、同番10から同番17、8番1から同番12、13番1、同番8から同番14の宅地(別図2に示す)においては、次に掲げるいずれかの用途を兼ねる住宅は建築することができるものとする。</p> <p>イ 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>ロ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p>

	<p>ハ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>ニ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)</p> <p>ホ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)</p> <p>ヘ 診療所</p> <p>(12)建築物の面積の制限は、建ぺい率50%(街区の角にある敷地は60%)以下、容積率100%以下とする。</p> <p>(13)道路(歩行者専用道路は除く)に面するフェンス(生垣を除く)に関して、道路境界線より1.0m以内の範囲での築造を、原則禁止とする。ただし、下記内容はこの限りでない。</p> <p>イ 道路境界線から0.3m以上後退し、かつ、高さ1.8m以下、幅の合計3.0m以下で門柱、門袖又はこれらの用途に供するもの。</p> <p>ロ 接する道路との境界部分において高低差が概ね0.5m以上あり、転落防止等安全上必要とされるもの。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

名 称	デュオアベニュー八王子A工区建築協定
地名地番	八王子市子安一丁目385番9から同番20
認可年月日 番 号	平成26年1月23日 第14号
有効期間	認可の公告のあった日(平成26年1月23日)から5年 (以降期間満了6ヶ月前までに土地所有者等の過半数からの異議等の申立てがない場合は、5年間自動更新、以後同様。)
面 積	1,249.90 m ²
建築物及び 敷地の制限	<p>協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠については、次の各号に定める基準に適合しなければならない。ただし、一時的な使用を目的とした建築物(工事施工用仮設建築物、住宅販売用仮設建築物等)については、適用しない。</p> <p>(1) 建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 一戸建ての住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の(ア)から(キ)までに掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(ア) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>(イ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>(ウ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(エ) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(オ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(カ) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(キ) 診療所</p> <p>ウ 長屋及び共同住宅(3以上の住戸を有するものを除く。)</p> <p>(2) 建築物の階数は、地階を除き2以下とすること。</p> <p>(3) 建築物の最高の高さは、土地購入時の地盤面から10メートル以下、軒の高さは7メートル以下とすること。</p> <p>(4) 自動車車庫の設置若しくは撤去又は築庭等を目的とする場合を除き、敷地内の切土又は盛土は原則としてしないこと。</p> <p>(5) 協定区域の各敷地を分割しないこと。</p> <p>(6) 建築物及び塀等は、次に掲げる事項に配慮すること。</p> <p>ア 敷地の周囲に囲いを設置する場合は、互いの安全、プライバシー等に配慮した高さ及び素材とし、色彩は八王子市景観条</p>

	<p>例（平成23年3月28日条例第10号）に基づく八王子市景観計画に適したものとすること。</p> <p>イ 建物の屋根及び外壁の色彩は、八王子市景観条例（平成23年3月28日条例第10号）に基づく八王子市景観計画に適したものとすること。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

名 称	八王子みなみ野シティ シフォンの丘 第 地区建築協定
地名地番	八王子市七国三丁目9番1から同番57、15番1から同番5
認可年月日 番 号	平成26年2月25日 第15号
有効期間	認可の公告のあった日(平成26年2月26日)から10年 (以降期間満了6ヶ月前までに過半の土地所有者からの廃止申立がない場合は、10年間自動更新、以後同様。)
面 積	10,885.70 m ²
建築物及び敷地の制限	<p>協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠については、次の各号に定める基準に適合しなければならない。</p> <p>(1)敷地の地盤高を変更してはならない。ただし、建築工事等により発生した残土による0.2m以下のもの、及び造園工事での築山程度のものはこの限りではない。</p> <p>(2)1台目の駐車位置(別図1で表示する)の変更をしてはならない。</p> <p>(3)既存擁壁の上にブロック等を増積みしてはならない。</p> <p>(4)最上階の屋根の形態は、切妻、寄棟、片流れの勾配屋根とし、これらの屋根の一部がフラットになる場合は、2階床の水平投影面積の1/2未満とする。ただし、カーポート屋根、物置屋根等に関してはこの限りではない。</p> <p>(5)建築物の屋根及び外壁又はこれに変わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとし、原色等の刺激的な色彩は使用しないものとする。</p> <p>(6)物置の壁面は、道路境界(歩行者専用道路を除く)より1.0m以上離し、道路側より植栽にて直接目視できないよう、配慮しなければならない。</p> <p>(7)建築物の2階壁面は別図1に表示する隣地境界線に対し1.5m以上後退しなくてはならない。</p> <p>(8)建築物の階数は、地階を除き2以下とする。</p> <p>(9)建築物の用途は一戸建ての住宅とする。ただし、住宅としての外観を損なわない範囲での兼用住宅(建築基準法施行令130条の3第6号のみ)は、この限りでない。</p> <p>(10)道路に面するフェンスに関して、道路境界線より1.0m以内の範囲での築造を、原則禁止とする。ただし、下記内容はこの限りでない。</p> <p>イ 門柱、門袖で道路境界線から0.3m以上後退し、かつ、高さ1.8m以下、幅の合計3.0m以下もの。</p> <p>ロ 接する道路との境界部分において高低差が概ね0.5m以上あり、転落防止等安全上必要とされるもの。</p>

名 称	デュオアベニュー八王子B工区建築協定
地名地番	八王子市子安一丁目385番3、同番24から同番77
認可年月日 番 号	平成26年9月24日 第16号
有効期間	認可の公告のあった日(平成26年10月1日)から5年 (以降期間満了6ヶ月前までに土地所有者等の過半数からの異議等の申立てがない場合は、5年間自動更新、以後同様。)
面 積	9,449.74 m ²
建築物及び 敷地の制限	<p>協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠については、次の各号に定める基準に適合しなければならない。ただし、一時的な使用を目的とした建築物(工事施工用仮設建築物、住宅販売用仮設建築物等)については、適用しない。</p> <p>(1) 建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 一戸建ての住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の(ア)から(キ)までに掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(ア) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>(イ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>(ウ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(エ) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(オ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(カ) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(キ) 診療所</p> <p>ウ 長屋及び共同住宅(3以上の住戸を有するものを除く。)</p> <p>(2) 建築物の階数は、地階を除き2以下とすること。</p> <p>(3) 建築物の最高の高さは、土地購入時の地盤面から10メートル以下、軒の高さは7メートル以下とすること。</p> <p>(4) 自動車車庫の設置若しくは撤去又は築庭等を目的とする場合を除き、敷地内の切土又は盛土は原則としてしないこと。</p> <p>(5) 協定区域の各敷地を分割しないこと。</p> <p>(6) 建築物及び塀等は、次に掲げる事項に配慮すること。</p> <p>ア 敷地の周囲に囲いを設置する場合は、互いの安全、プライバシー等に配慮した高さ及び素材とし、色彩は八王子市景観条</p>

	<p>例（平成23年3月28日条例第10号）に基づく八王子市景観計画に適したものとすること。</p> <p>イ 建物の屋根及び外壁の色彩は、八王子市景観条例（平成23年3月28日条例第10号）に基づく八王子市景観計画に適したものとすること。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

名 称	八王子みなみ野シティ シフォンの丘 第 地区建築協定
地名地番	八王子市七国三丁目18番1から同番60、同番67から同番147 17番1から同番6
認可年月日 番 号	平成27年2月17日 第17号
有効期間	認可の公告のあった日(平成27年2月17日)から10年 (以降期間満了6ヶ月前までに過半の土地所有者からの廃止申立がない場合は、10年間自動更新、以後同様。)
面 積	26,417.62 m ²
建築物及び 敷地の制限	<p>協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠については、次の各号に定める基準に適合しなければならない。</p> <p>(1)敷地の地盤高を変更してはならない。ただし、建築工事等により発生した残土による0.2m以下のもの、及び造園工事での築山程度のものはこの限りではない。</p> <p>(2)1台目の駐車位置(別図1で表示する)の変更をしてはならない。</p> <p>(3)既存擁壁の上にブロック等を増積みしてはならない。</p> <p>(4)最上階の屋根の形態は、切妻、寄棟、片流れの勾配屋根とし、これらの屋根の一部がフラットになる場合は、2階床の水平投影面積の1/2未満とする。ただし、カーポート屋根、物置屋根等に関してはこの限りではない。</p> <p>(5)建築物の屋根及び外壁又はこれに変わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとし、原色等の刺激的な色彩は使用しないものとする。</p> <p>(6)物置の壁面は、道路境界(歩行者専用道路を除く)より1.0m以上離し、道路側より植栽にて直接目視できないよう、配慮しなければならない。</p> <p>(7)建築物の2階壁面は別図1に表示する隣地境界線に対し1.5m以上後退しなくてはならない。</p> <p>(8)建築物の階数は、地階を除き2以下とする。</p> <p>(9)建築物の用途は一戸建ての住宅とする。ただし、住宅としての外観を損なわない範囲での兼用住宅(建築基準法施行令130条の3第6号のみ)は、この限りでない。</p> <p>(10)道路に面するフェンスに関して、道路境界線より1.0m以内の範囲での築造を、原則禁止とする。ただし、下記内容はこの限りでない。</p> <p>イ 門柱、門袖で道路境界線から0.3m以上後退し、かつ、高さ1.8m以下、幅の合計3.0m以下もの。</p> <p>ロ 接する道路との境界部分において高低差が概ね0.5m以上あり、転落防止等安全上必要とされるもの。</p>

名 称	デュオアベニュー八王子C工区建築協定
地名地番	八王子市子安町一丁目376番3、376番24、376番25、 376番29から376番56
認可年月日 番 号	令和元年11月19日 第18号
有効期間	認可の公告のあった日（令和元年11月19日）から5年 （以降期間満了6ヶ月前までに土地所有者等の過半数からの異議等の申立てがない場合は、5年間自動更新、以後同様。）
面 積	3904.37 m ²
建築物及び 敷地の制限	<p>協定区域内の建築物の敷地、用途、形態、意匠については、次の各号に定める基準に適合しなければならない。ただし、一時的な使用を目的とした建築物（工事施工用仮設建築物、住宅販売用仮設建築物等）については、適用しない。</p> <p>（1） 建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 一戸建ての住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の(ア)から(キ)までに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>（ア） 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>（イ） 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>（ウ） 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>（エ） 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>（オ） 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>（カ） 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>（キ） 診療所</p> <p>ウ 長屋及び共同住宅（3以上の住戸を有するものを除く。）</p> <p>（2） 建築物の階数は、地階を除き2以下とすること。</p> <p>（3） 建築物の最高の高さは、土地購入時の地盤面から10メートル以下、軒の高さは7メートル以下とすること。</p> <p>（4） 自動車車庫の設置若しくは撤去又は築庭等を目的とする場合を除き、敷地内の切土又は盛土は原則としてしないこと。</p> <p>（5） 協定区域の各敷地を分割しないこと。</p> <p>（6） 建築物及び塀等は、次に掲げる事項に配慮すること。</p> <p>ア 敷地の周囲に囲いを設置する場合は、互いの安全、プライバシー等に配慮した高さ及び素材とし、色彩は八王子市景観条</p>

	<p>例（平成23年3月28日条例第10号）に基づく八王子市景観計画に適したものとすること。</p> <p>イ 建物の屋根及び外壁の色彩は、八王子市景観条例（平成23年3月28日条例第10号）に基づく八王子市景観計画に適したものとすること。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------